

「2025 大阪・関西万博に向けた障がいのあるアーティストによる現代アート発信事業」 プロポーザル選考 質問回答

	資料名称・項目番号	質問内容（質問者記載）	回答内容
1	仕様書（1）-ア	現代アートを提供頂いたアーティストに対して謝金が発生する場合、本事業費より拠出する必要があると考えるがこの場合の規定をお示してください。または謝金は発生しないという認識か。	大阪府における取組み及び本事業については、障がいのあるアーティストの作品を、現代アートとして取り扱っていただくこととしています。現代アートを提供いただくアーティストや、動画に出演いただく支援者等への謝金等に関しましては、謝金の要・不要及び金額について、こちらからお示しする規定・基準はございません。
2	仕様書（1）-ウ 万博に向けた機運醸成のためのプレ展示会の実施	プレ展示会においては、収集した絵画 90 点、動画 10 点すべて展示する必要はあるか。	「絵画 90 点、動画 10 点」の収集は、プレ展示会までではなく、本事業の終了時（令和 6 年度末）までのうち、府が指定する日までに行ってください。よって、プレ展示会までに指定の点数を収集し、すべて展示する必要はありません。
3	仕様書（1）-エ 万博展示会に向けたアーカイブの構築準備	アーカイブはホームページ作成等想定されている内容はあるか。 また、構築までが本事業の対象で、構築後にランニングコストが発生する場合は別途協議という認識で良いか。（例ホームページ作成後のサーバー費用など）	今回プロポーザル選考により公募している事業は、令和 6 年度のみのものであり、アーカイブの構築に関する業務内容は含まれておりませんが、令和 7 年度以降に予算措置がされた場合に限り、ウェブ上での公開を想定した内容でアーカイブ構築することを予定しており、本事業（令和 6 年度）ではその際に利用するための素材（絵画の写真や動画）を収集・撮影していただきます。そのため、作品の撮影にあたっては、原画の作品性を損なわず、アーカイブや万博展示会での使用に耐えうるクオリティを遵守していただきます。また、本事業において収集・撮影したものの保存及び府への提出にかかる費用が発生する際は、本事業の対象経費とします。

	資料名称・項目番号	質問内容（質問者記載）	回答内容
			<p>以上により、アーカイブ構築に係るランニングコストはもとより、インシヤルコストにおいても、今回公募している事業の予算に含まれておりません。</p>
4	<p>仕様書（2）-2-（1）-ア 令和7年度の事業内容（予定）</p>	<p>万博会場での参考資料であり、装飾や運営業務等は本事業の対象外という認識で良いか。</p>	<p>はい、お見込みのとおりです。</p> <p>今回プロポーザル選考により公募している事業は、令和6年度のみのものであり、万博の開催年度である令和7年度の取組みは含まれておりません。</p> <p>担当課としては、万博開催年度に当たる令和7年度当初予算についても予算要求する予定ですが、債務負担の措置はされておらず、現時点においては未定です。</p>